

（仮称）茅ヶ崎市総合計画 骨子案（たたき台）

目 次

第 1 編 序論

第 1 章 （仮称）茅ヶ崎市総合計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画推進に向けて

第 2 章 計画の背景

- 1 茅ヶ崎市の姿
- 2 茅ヶ崎市の特徴
- 3 市民意識
- 4 人口動態
- 5 財政の状況と見通し
- 6 社会潮流
- 7 茅ヶ崎市の主要課題

第 2 編 総合計画

第 1 章 茅ヶ崎市の目指す将来の都市像

第 2 章 目標年次

第 3 章 将来の都市構造

第 4 章 市政運営の基本姿勢

第 5 章 政策目標

1 計画策定の趣旨

日本は、かつて戦後の復興や高度経済成長期において、「ものの豊かさ」や「生活の便利さ」などの量的な拡大を追求し、人口増加や経済成長を遂げてきました。

しかし、近年は、人口減少の本格化や、少子高齢化の更なる進行、地方の過疎化、多発する大規模な自然災害など多くの課題に直面しています。人々の価値観にも変化が見られ、「ものの豊かさ」より「心の豊かさ」を重視する傾向がみられ、個人それぞれの価値観における自己実現や生活の質の向上を求める時代となっています。

これからのまちづくりは、多様化・複雑化する課題に対応するため、個人それぞれの価値観や生き方を受け入れ、認め合い、全ての人を包み支え合う社会を実現し、そこから生まれるイノベーションを通して経済の成長を促す仕組みを構築することが不可欠です。

そのために地域社会は、先人から受け継いできた自然や知恵、伝統、歴史・文化の大切さを再認識するとともに、先進的なテクノロジーの活用や、専門的な知識・技術を持つ多様な主体が、適切な役割分担と相互連携のもとに、新たなまちづくりの方策を考える必要があります。

茅ヶ崎市が今後も持続可能なまちでありつづけるため、市民^{*}と行政がまちの長期的な展望を共有したうえで、連携してまちづくりに取り組むことができるよう、茅ヶ崎市総合計画を策定します。

2 計画の位置付け

総合計画は、地方自治法により策定することが義務付けられていましたが、平成23(2011)年の改正において策定の義務が撤廃され、策定の判断は各市町村に委ねられました。

茅ヶ崎市では、長期的な視点を踏まえ、市の政策を計画的、総合的に推進する必要性に鑑み、茅ヶ崎市自治基本条例(以下、「自治基本条例」という。)(平成21年茅ヶ崎市条例第35号)18条第1項において、総合計画を定めることとしています。

茅ヶ崎市総合計画は、市の目指す姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めたもので、本市のまちづくりの指針となるものです。

^{*}市民：茅ヶ崎市自治基本条例(平成21年茅ヶ崎市条例第35号)第3条第1項に規定する市民のこと。具体的には、居住者、在勤・在学者、事業活動や公益の増進に取り組むもの、納税義務者のこと。

3 計画推進に向けて

総合計画を着実に推進し、将来の都市像と政策目標を実現するため、短期的な方策の方向性を示す「施策」と、実現の手段である「事業」を定める「実施計画」を策定します。

実施計画は、社会情勢の変化などに柔軟に対応できる計画とするとともに、計画期間中に特に重点的かつ分野横断的に取り組むべきテーマを「重点戦略」として位置付け、メリハリのある計画推進に取り組めます。

また、総合計画、実施計画を着実に推進していくためには、計画の進行管理と評価の仕組みが重要となります。茅ヶ崎市では、自治基本条例第20条第1項において、効果的、効率的な行政運営を推進するため、行政評価を実施することとしており、PDCA マネジメントサイクルによる計画の進行管理を進めます。

1 茅ヶ崎市の姿

○位置・地勢

茅ヶ崎市は、東京から 50km あまり西に位置し、神奈川県中央南部にあります。

東は藤沢市、西は相模川をはさんで平塚市、南は海岸約 6km に及ぶ相模湾、そして北は寒川町と接しています。県下 19 市のうち 7 番目に面積が小さく、市北部の丘陵のほかは、平坦な地形となっています。

○沿革

四季を通じて気候が温暖で、明治から昭和初期にかけては、湘南の別荘地、保養地といわれました。自然に恵まれた住み良い条件の中で、東京・横浜方面への交通の利便性や恵まれた自然環境を背景に都市化が進み、平成元(1989)年に人口 20 万人を超え(県下 7 番目)、平成 15(2003)年には特例市^{※1}に移行、平成 28(2016)年には保健所政令市に指定されました。

^{※1}特例市：地方自治法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 42 号)により、特例市制度は廃止となりました(平成 27 年 4 月 1 日施行)。これらの市区町村は、「施行時特例市」として暫定的に位置付けられ、「中核市」への移行の有無を判断していくこととなっており、茅ヶ崎市においても、今後の検討が求められます。

2 茅ヶ崎市の特徴

○自然豊かなまち

海、砂丘、丘陵、川など変化に富んだ地形があり、えぼし岩は地域のシンボルとして長く市民から愛されているなど、その豊富な自然と人々の営みが調和して存在しています。魅力的な自然環境が人を呼び、人が集まることによって、地域の歴史や文化が形成され、茅ヶ崎独自の魅力が作られています。

○コンパクトなまち

市域は東西 6.9km、南北 7.6km、面積は 35.76km² で都市計画の規制・誘導により、都市機能の集積したコンパクトなまちになっています。

隣接する市町に比べて人口密度は高く、人口は南部の市街化区域に集中しています。平坦な地形であり、徒歩や自転車で気軽にいろいろな場所へ訪れることができる「人とまちの距離がちょうどよい」ことが「茅ヶ崎らしさ(価値や魅力)」とされています。

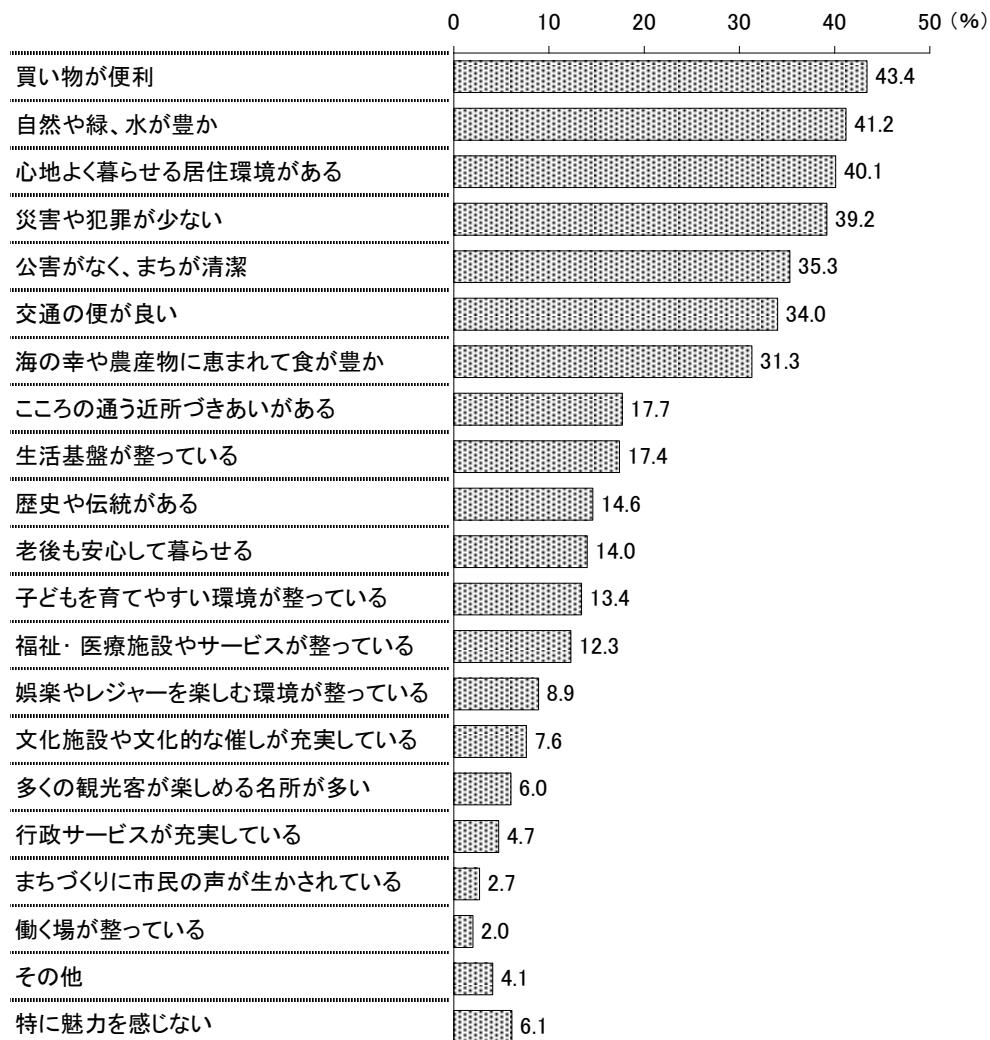
○魅力的な住宅都市

昼夜間人口比は近隣市町と比較すると低い水準となっており、住宅都市としての性格が強い傾向にあるなかで、商業施設や病院、スポーツ施設など、多世代にとって暮らしやすい都市基盤を形成しており、多様なライフスタイルやライフステージに合わせた「自分らしい暮らし」を実現するまちづくりが進められています。

3 市民意識(平成29年茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査結果)

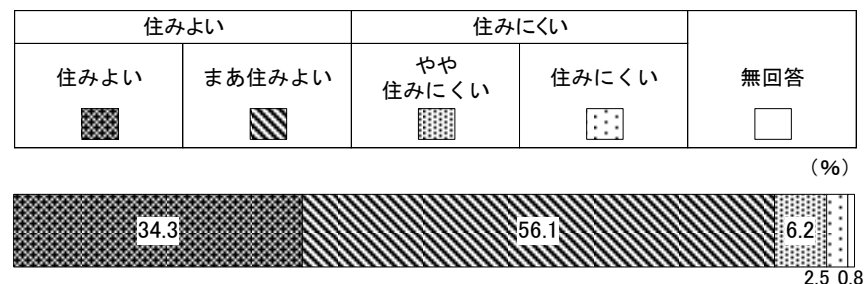
○茅ヶ崎市の魅力

「買い物が便利」が4割を超えて最も高く、次いで「自然や緑、水が豊か」、「心地よく暮らせる居住環境がある」、「災害や犯罪が少ない」、「公害がなく、まちが清潔」の順となっています。



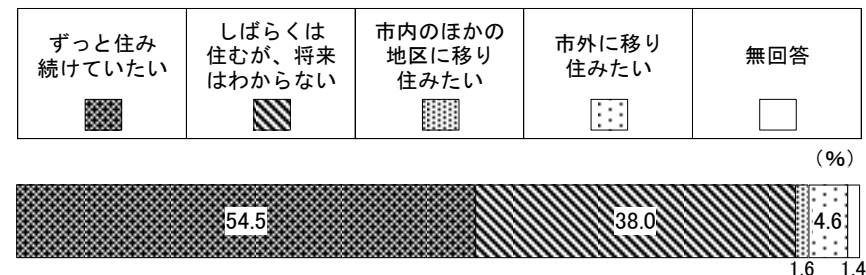
○住みやすさ

「住みよい」と「まあ住みよい」を合わせると9割を超えており、多くの市民が茅ヶ崎市は住みやすいと感じています。



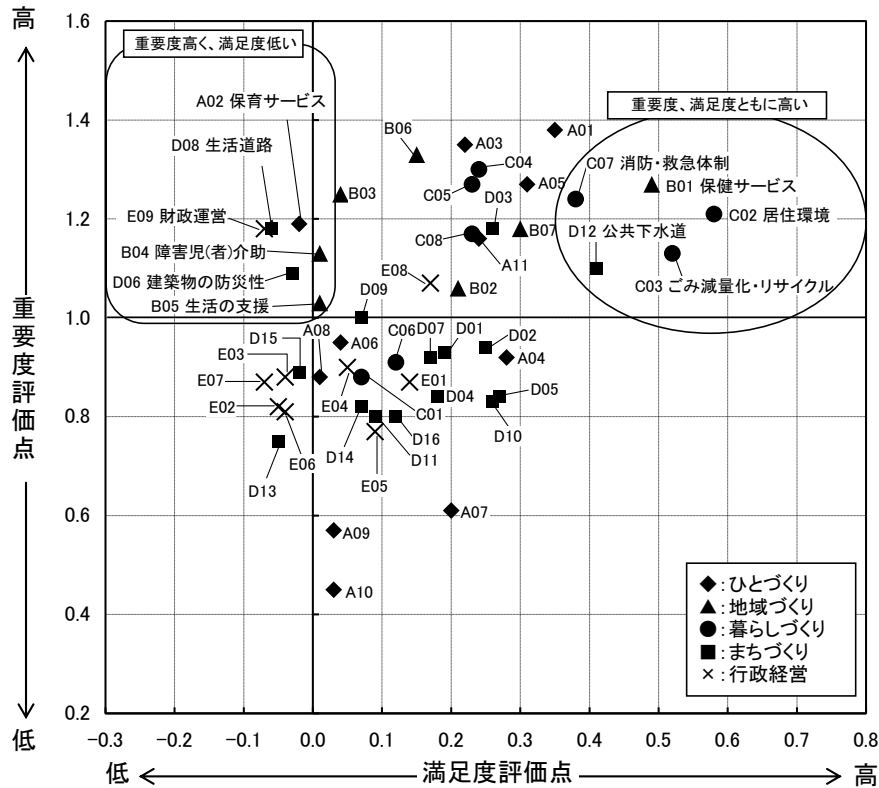
○定住意向

「ずっと住み続けたい」が5割半ばで最も高くなっています。一方、「市外に移り住みたい」はわずかとなっています。年齢が低くなるほど、「しばらくは住むが、将来はわからない」の割合が上がる傾向にあります。



○重要度と満足度

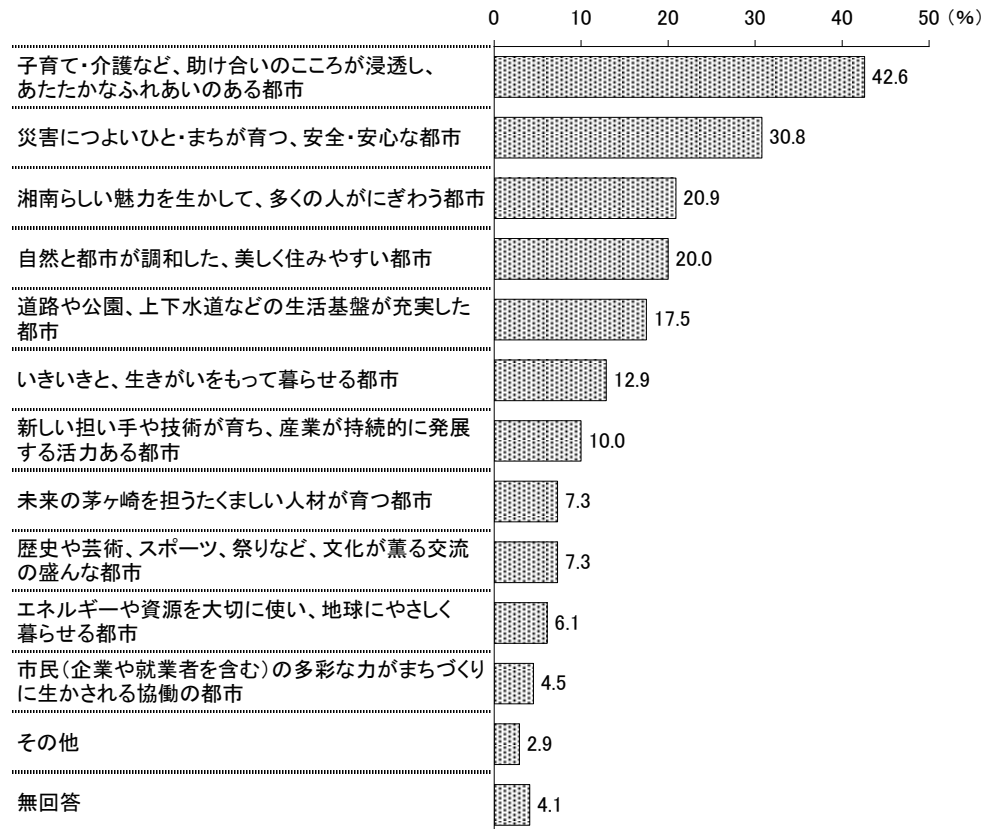
重要度が高く、満足度が低い項目としては、「財政運営」「生活道路」「建築物の防災性・バリアフリー化」「保育サービス」「介護支援」「生活支援」等が挙げられます。一方、重要度が高く、かつ満足度も高い項目を見ると、「居住環境」「ごみの減量化やリサイクル」「保健サービス」「公共下水道」「消防・救急体制」等となっています。



ひとづくり	都市づくり
A01 安心して子育てができる環境	D01 市街地と自然環境が調和した土地利用
A02 多様なニーズに合わせた保育サービス	D02 駅周辺の市街地の快適性や利便性、にぎわい
A03 子どもたちの生きる力(確かな学力、豊かな人間性、健やかな体)をはぐくむ学校・家庭・地域の教育力	D03 鉄道やバスなどの公共交通の利便性
A04 公民館・図書館、文化・民俗資料館等の学習施設	D04 地域の特性を生かしたまちなみ・景観
A05 子どもたちが安心して学べる教育環境	D05 樹林や生垣、庭など、自宅周辺の緑
A06 心を豊かにする生涯学習の機会や支援体制	D06 建築物の防災性とバリアフリー化等による人にやさしいまち
A07 郷土芸能や伝統、芸術などの市民文化	D07 近隣市や地域を結ぶ幹線道路や橋
A08 気軽にスポーツを楽しめる施設や活動	D08 自宅周辺の生活道路の安全性・快適性
A09 男女共同参画社会の実現	D09 やすらげる身近な公園や緑地
A10 国内外の都市や市民の交流、地域の国際化	D10 海岸、河川、里山等の自然とレクリエーション環境
A11 互いを尊重し、不当な差別を受けることのない地域社会	D11 安全で環境に配慮しただれにもやさしい公共建築物
	D12 公共下水道の整備状況
	D13 多くの人々を誘う魅力ある商工業、観光の振興
	D14 農業や漁業の振興と農地・海浜の保全活用
	D15 働きやすい職場の環境や勤労者への福祉
	D16 地域特性を生かした都市の拠点(辻堂駅西口周辺、香川駅周辺、浜見平地区周辺、萩園地区)
地域づくり	行政経営
B01 健康診断や病気の予防のための保健サービス	E01 市政やまちづくりの情報発信・コミュニケーション
B02 地域の支え合いの仕組み(安心して生活できる環境)	E02 効率的・創造的な政策(施策・事業)の展開
B03 高齢者の介護や自立した暮らしへの支援	E03 国・県・近隣市町と連携した効果的な行政サービス
B04 障害児(者)の介助や自立した暮らしへの支援	E04 公共施設の適正な配置と維持管理
B05 安定した生活の支援と自立を応援する体制	E05 心のふれあう地域コミュニティ(交流・連帯)
B06 休日・夜間を含めた地域の医療体制	E06 市民と行政の対等な立場での協働
B07 安全で衛生的な生活環境を守る体制	E07 多様化する市民ニーズに対応する市の人材
暮らしづくり	E08 迅速かつ的確な窓口サービス
C01 低炭素社会に向けた地球環境問題への取り組み	E09 計画的で、透明性の高い健全な財政運営
C02 自宅周辺の居住環境(住みごっこ)	
C03 循環型社会に向けたごみの減量化やリサイクルなどの取り組み	
C04 交通安全や防犯などのまちの安全対策	
C05 地域の防災対策(日ごろの災害への備え)	
C06 生活の安心のための市民相談体制	
C07 市民の生命・財産を守る消防・救急体制	
C08 市民の防火・防災意識と予防の体制	

○目指すべき将来像

「子育て・介護など、助け合いのところが浸透し、あたたかなふれあいのある都市」が 4 割を超えて最も高く、次いで「災害につよいひと・まちが育つ、安全・安心な都市」、「湘南らしい魅力を生かして、多くの人々がにぎわう都市」、「自然と都市が調和した、美しく住みやすい都市」の順となっています。



4 人口動態

総人口

茅ヶ崎市の人口は、令和2(2020)年に約 24.1 万人に達し、これをピークに減少に転ずるものと見込まれます。

0～14 歳

平成 22(2010)年をピークに減少に転じており、今後も減少傾向が継続することが見込まれます。令和 22(2040)年には、平成 27(2015)年と比較して約 8,000 人減少し、全体の約 11%を占めることが見込まれます。

15～64 歳

平成 12(2000)年をピークに減少に転じており、令和 12(2030)年から減少幅が大きくなると見込まれます。令和 22(2040)年には、平成 27(2015)年と比較して約 24,000 人減少し、全体の約 54%と、6 割を切ることが見込まれます。

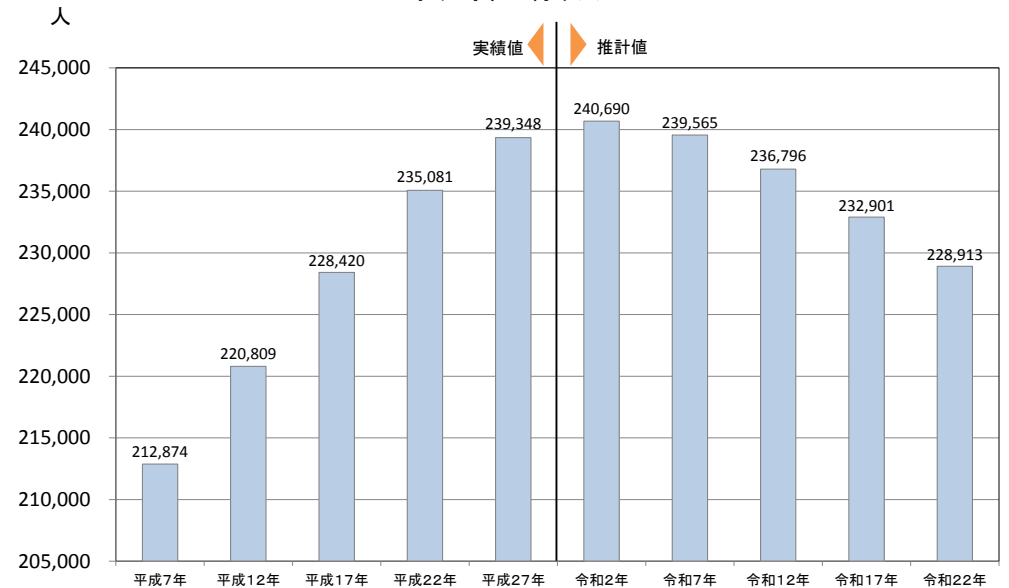
65～74 歳

平成 27(2015)年以降、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7(2025)年までは減少することが見込まれています。その後再び増加に転じ、令和 22(2040)年には、平成 27(2015)年と比較して約 5,000 人増加し、全体の約 16%を占めることが見込まれます。

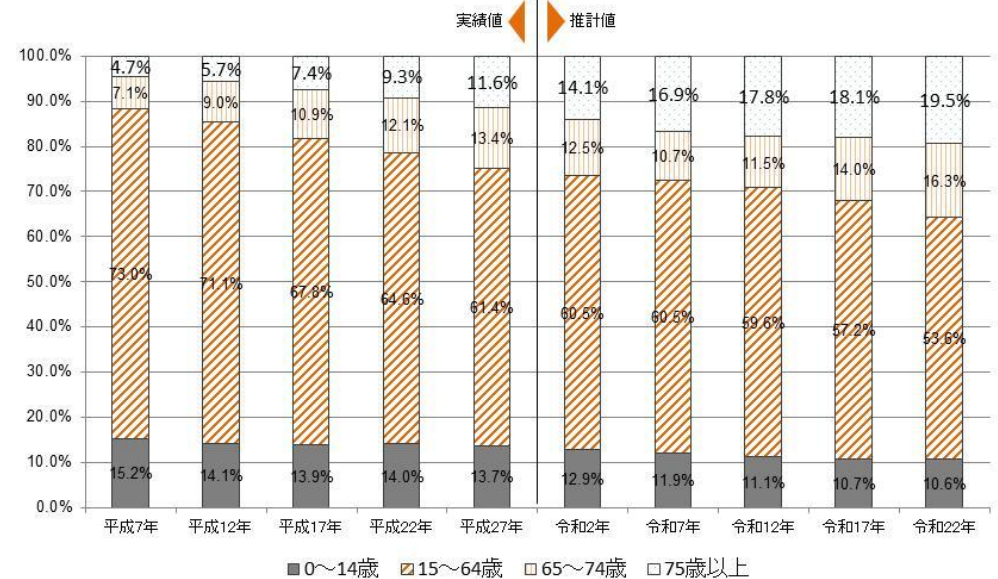
75 歳以上

今後も増加の一途を辿ることが見込まれ、令和 22(2040)年には、平成 27(2015)年と比較して約 17,000 人増加し、全体の約 20%を占めることが見込まれます。

茅ヶ崎市の将来人口



年齢四区分別の将来人口

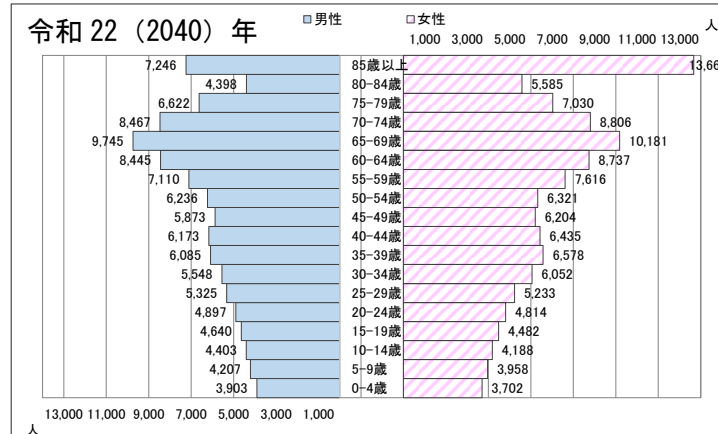
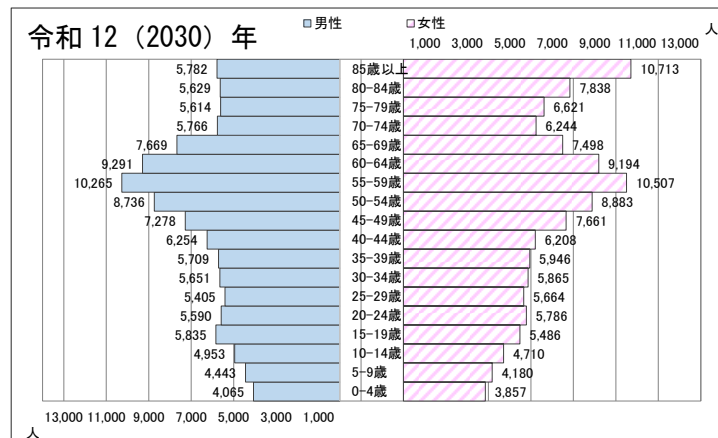
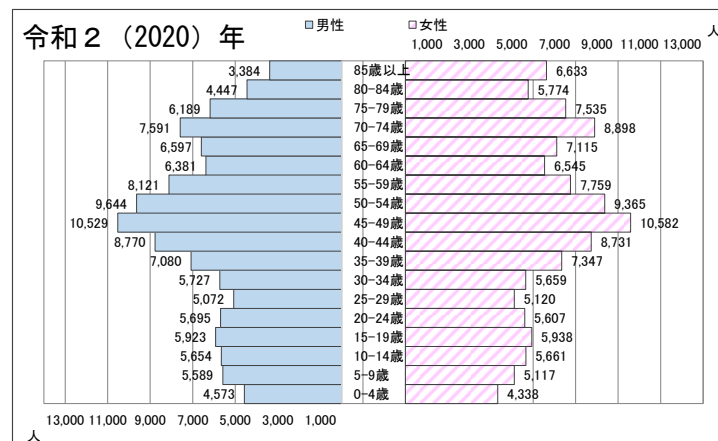
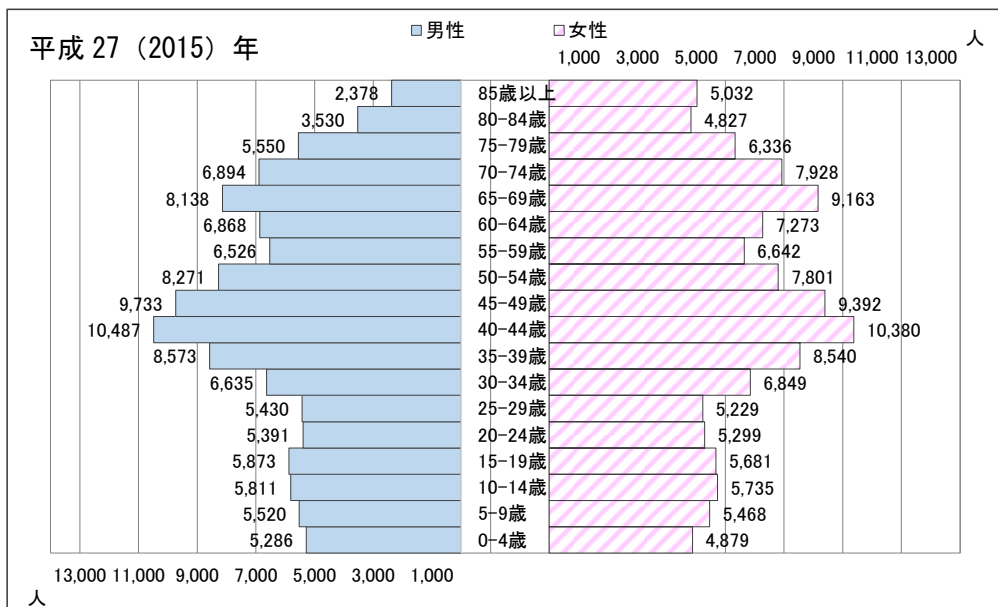


出典/茅ヶ崎市の人口について(平成 29 年(2017 年)2 月)

人口ピラミッドの形状を見ると、茅ヶ崎市では、全国と同様に、少子化・高齢化が進んだ社会に見られる「つぼ型」と呼ばれる形状になっています。

平成 27(2015)年を見ると、「40-44 歳」に隆起が見られ、その数は約 2 万人で、「0-4 歳」と比較すると約 2 倍の規模となっています。この隆起は、1971~74 年の第 2 次ベビーブーム期に生まれたいわゆる「団塊ジュニア」であり、この年齢層に合わせて人口の重みは徐々に上に移動し、令和 22(2040)年には、団塊ジュニアが 65 歳を超え、高齢者人口が大きな割合を占めるようになります。一方、少子化の影響で人口ピラミッドは下に行くほど細くなり、全体的に逆三角に近い形状となります。

茅ヶ崎市の人口構成



出典/茅ヶ崎市の人口について(平成 29 年(2017 年)2 月)

5 財政の状況と見通し

現在、財政見通しについて、推計中

6 社会潮流

○本格的な人口減少・少子高齢化の進行

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、人口構造の変化が本格化することにより、地域経済の衰退、地域コミュニティの弱体化など、地域全体の衰退を招く恐れがあり、こうした構造的課題への対応が求められています。

- ◆日本の総人口は、平成 20(2008)年をピークに減少。令和 47(2065)年には 8,808 万人まで減少するとされています。
- ◆一方、高齢者の身体機能や知的機能は年々若返る傾向にあり、65 歳以上でも、様々な社会的責任を担い活躍する高齢者が増えています。
- ◆国は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、構造的課題への対応を進めています。

○不透明な経済見通し

日本経済は、緩やかな回復傾向を見せているものの、人口減少による労働力減少や高齢化による社会保障費の急激な増加などの課題に直面しており、不透明な先行きへの対応が求められています。

- ◆経済のグローバル化が進展する一方、リーマンショックの様にリスクが顕在化することによる、日本経済への影響が懸念されます。
- ◆雇用情勢は、改善が進んでいるものの、非正規雇用労働者の増加による格差の拡大が懸念されます。また、国内の人手不足を背景に、外国人労働者数は今後も増加する見込みです。
- ◆国では、誰もが多様な働き方を選択できる社会の実現を目指した、「働き方改革」の取組を推進しています。

○地球規模の環境問題

温室効果ガスや環境汚染物質などは、地球環境の悪化をもたらし、世界中で深刻な影響を与えています。こうした環境問題は、様々な活動から生じるものであり、環境・経済・社会の相互関係を踏まえた取組が求められています。

- ◆温室効果ガス排出量削減のため、世界的に低炭素社会の実現が目指されています。
- ◆太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの活用が各地で進み、コンパクトシティの形成等、まちづくりと一体的に導入が進められています。
- ◆平成 27(2015)年の国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核として、「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられました。

○テクノロジーの進化

テクノロジーの飛躍的な進歩は、日本が抱える構造的課題の解決策として期待されています。様々な技術の活用に向けて、情報基盤を整備するとともに、個人情報保護などの関係法令等の整備も求められています。

- ◆IoT(モノのインターネット)の活用は、社会経済に新たな価値もたらすとして期待されており、既に「シェアリングエコノミー」など、新しい経済概念も生み出され、世界的に注目を集めています。
- ◆AI やロボット技術の進歩は、家事や介護等を補助するなど、生活サービス分野で実用化や、労働生産性の向上に期待が寄せられています。
- ◆国では、官民データ活用推進基本法などの整備を進め、データの適切な活用や取引のオンライン化等を目指しています。

○安全・安心な暮らしへの対応

東日本大震災をはじめ、大規模な自然災害が頻発しており、日本国土が抱える自然災害リスクの高さが再認識されています。今後も、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の発生が予測され、災害への備えが求められています。

- ◆国は、「強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定し、防災や減災、迅速な復旧・復興に係る施策を重点的に推進しています。
- ◆社会資本ストックは今後急速に老朽化することが懸念され、人口減少などにより財状況が厳しさを増すなかで、予防保全型管理の考え方や民間活力の活用など、効率的・計画的な維持・更新が不可欠となります。

○価値観・ライフスタイルの多様化

社会の成熟化に伴い、「豊かさ」の考え方や「暮らし方」、「働き方」に対する考え方が変化し、物質的充足から心の豊かさを求める傾向が高まっており、誰もが自分らしく豊かな暮らしを実現できる社会の構築が求められています。

- ◆「ダイバーシティ(多様性)」や「ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)」などの言葉が注目され、多様性を認め尊重し合う社会を実現しようとする機運が高まっています。
- ◆国は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」や「出入国管理法」、「障害者差別解消法」などを整備し、「若者も高齢者も、女性も男性も、障害や難病のある方々も、一度失敗を経験した人も、みんなが包摂され活躍できる社会」の実現を目指しています。

○様々な社会の歪みの顕在化

子どもの貧困やひきこもりなど、子ども・若者をめぐる問題や、長時間労働による過労自殺の多発などの大人社会をめぐる問題が顕在化しています。こうした問題に適切に対応できる社会の構築が求められています。

- ◆日本のこどもの貧困率は先進国の中でも最低の水準と言われており、特に、ひとり親家庭の貧困は依然として深刻な状況となっています。
- ◆国連子ども権利委員会から「子どもの権利条約」に基づいてとるべき措置について勧告を受けている状況であり、早急かつ抜本的な対応が求められています。
- ◆長時間労働などによる過労死が問題となっており、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を制定するなど、対策が進められています。

○連携による持続可能な自治体経営の推進

人口減少や少子高齢化の進展などによる構造的課題に直面するなかでも、地方公共団体が安定的にサービスを提供するため、市民協働や周辺自治体との広域連携による取組が一層重要となります。

- ◆地方分権一括法により、地方公共団体は住民参加のもと、自らの判断と責任において、地域課題に対応する取組を展開することが期待されています。
- ◆地方公共団体が連携して事務を処理するための基本的な方針及び役割分担を定める「連携協約」を締結できる新たな仕組みが導入されました。
- ◆国は、地域経済好循環の実現や公的負担の抑制等による経済・財政一体改革を目指し、「PPP/PFI 推進アクションプラン」を策定するなど、官民連携の取組を推進しています。

7 茅ヶ崎市の主要課題

○子育て環境を取り巻く環境変化への対応と切れ目のない支援

子どもの貧困など、複雑化・多様化する子育て環境の変化を的確に捉え対応するとともに、引き続き、子どもを産み育てやすい環境の整備に努め、少子化への対策を進める必要があります。

- ◎安心して子どもを産み育てることができる環境づくり
- ◎子どもと保護者、それぞれのライフステージに応じた多様な支援の実施
- ◎子どもたちの成長に応じた学習支援や居場所づくり
- ◎子どもたちの権利が守られ豊かに育つ社会の形成

○未来を拓く人材の育成

まちづくりを進めるにあたり、「ひと」は欠かすこと出来ない視点です。人口減少や少子高齢化をはじめとする様々な課題に直面するなかで、今後も持続可能なまちでありつづけるためには、子どもから高齢者まで、全ての人が自らの力を高め、活躍できる社会を構築する必要があります。

- ◎子ども一人一人に合った学びの提供
- ◎子どもが主体的に学び自立した存在として成長するための社会全体での支援
- ◎地域のなかで、世代を越えた交流・つながりをもつことで、様々な体験や学習ができる環境づくり
- ◎誰もが希望に沿って学び、学んだ知識を活かして活躍できる仕組みの構築

○活力ある地域経済づくり

住宅都市として発展してきたことを背景に、個人市民税が重要な財源となっています。今後の人口減少や少子高齢化の進展による財政への影響が懸念されており、地域の稼ぐ力を高め、地域内で経済が循環する仕組みや体制を構築する必要があります。

- ◎地域内産業の活性化
- ◎起業・創業の支援強化
- ◎希望のワークスタイルを実現できるまちづくり

○人生100年時代への備え

今後も少子高齢化の傾向は続くことが予測され、特に75歳以上の人口は加速的な増加が見込まれています。引き続き、「豊かな長寿社会の実現」や「地域包括ケアシステムの構築」などに向けた取組を進めるとともに、時代のニーズを的確に捉え、人生100年時代への備えを進める必要があります。

- ◎生涯にわたる健康づくりの推進
- ◎高齢者の居場所と活躍の場の創出
- ◎支え合いの地域社会の構築
- ◎超高齢社会に対応した生活を支える基盤の確保

○多様性と包摂の社会づくり

多様性を認め尊重し合う社会の実現に向けた気運が高まるなかで、これまでの多種多様な人や文化との触れ合いにより培われた、自由でのびやかな地域社会をさらに発展させるとともに、全ての人が豊かな暮らしを実現できる地域を構築する必要があります。

- ◎誰もが自分らしさを発揮し活躍できる社会の構築
- ◎全ての市民が社会に参加し、つながり合う社会的包摂の実現

○茅ヶ崎らしい自然資源の保全と活用

豊かな自然環境が地域の魅力と感じている市民が多く、この自然と共存した暮らしは未来に引き継いでいかなければなりません。環境問題は様々な活動により生じており、環境分野の取組のみならず、経済や防災など分野横断的に解決にあたる仕組みを構築する必要があります。

- ◎適切な土地利用の推進
- ◎環境保全活動に取り組む人材確保と持続可能な体制の構築
- ◎自然資源の積極的な活用と魅力向上の取組の推進

○安全・安心の確保

南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの大規模災害の発生が懸念されているなか、沿岸部における津波や住宅密集地における火災など、様々な災害リスクが存在しており、多様な主体が協力し、自助・共助・公助の連携による安全・安心の確保が必要となります。

- ◎地域防災力の強化に向けた取組みの推進
- ◎津波や火災などの地域特性を踏まえた危機管理への対応
- ◎要介護者や外国人などの支援を要する人の避難対策
- ◎自治体間の連携による迅速かつ継続的な人的・物的支援体制の充実

○人口変化に対応した都市づくり

計画的な改築更新を実施しているものの、全国の自治体と同様に、多くの社会資本ストックは老朽化が急速に進むことが予測されています。今後の人口構造の変化により、地域間で施設の需給の不均衡が生まれる可能性もあることから、安定的に行政サービスを提供するための先を見据えた計画的な都市基盤の再構築が必要となります。

- ◎インフラ・公共施設の計画的・効率的な維持管理
- ◎人口の変化に適切に対応した公共施設の再編や統廃合などによる身の丈に合ったコンパクトな都市づくりへの投資
- ◎空き家や土地などの適正な管理及び利活用の促進

○連携や協働の深化

社会の成熟化に伴い、地域課題が複雑化・多様化しており、行政だけで課題を解決することが難しい状況も生まれています。今後も、安定的に行政サービスを提供するため、様々な主体との連携・協力によるまちづくりがより一層必要となります。

- ◎多様な主体の連携の場となるプラットフォームの構築
- ◎官民連携の推進
- ◎周辺自治体を中心とした広域連携の充実

○持続可能な行政経営

人口減少、少子高齢化の影響により今後さらに財政状況が厳しくなることが懸念されるなか、持続可能なまちであり続けるためには、健全な行政経営を行うための仕組みの構築や、それを支える人材育成が必要となります。

- ◎先を見据えた、適切な資源配分による戦略的な行政経営の推進
- ◎従来の常識に囚われず、柔軟な姿勢で課題に挑戦する人材の育成
- ◎新たなテクノロジーを活用した行政サービスの質向上

人口減少の本格化や少子高齢化の進展、深刻化する地球温暖化、多発する大規模な自然災害など、社会が成熟していくなかで、多くの課題が顕在化しています。こうした課題に対応し、茅ヶ崎市が今後も持続可能なまちであり続けるため、将来の都市像とその実現した姿を次のとおり定めます。

「●●●●●」

茅ヶ崎は都心から近く、海や河川・丘陵などの恵まれた自然環境と、様々な都市機能が程よく近接しており、自然のうるおいを身近に感じる、自然と共生したまちになっています。また、誰もが過ごしやすい、利便性が高く、安全で、居心地の良い住環境が創出されています。

こうした良好な住環境が様々なひとを呼び込み、地域においては、誰もが自らの力を発揮し、自分らしく活躍することで、生きがいを持ち、豊かな暮らしを実現しています。そして、その一人一人の活動が新たなひとの繋がりを生み、多様な主体が連携することで、未来をつくる新たな活動が生まれ、地域は活力に満ちています。

このように、自然と共生したまちのなかで、多様なひとの連携により、茅ヶ崎は持続可能なまちとして発展し続けます。

令和3(2021)年度を初年度とするこの総合計画の目標年次は、令和12(2030)年度とします。

(1)水とみどりのつながりの形成

海岸、河川や丘陵は、本市の都市イメージを形成する代表的な自然資源及び景観資源となっています。

そこで、海岸や河川、北部丘陵の南面に広がる斜面緑地を「水とみどりのつながり」と位置付けて、豊かな自然や魅力ある景観の保全・整備を目指します。また、「水とみどりのつながり」を中心として生物多様性を保全し、豊かな自然に恵まれた都市づくりを目指します。

(2)幹線道路網の整備と歩行者に配慮した交通体系の形成

国道1号を中心として形成されてきた市街地構成や幹線道路網を考慮し、東西方向及び南北方向の幹線道路網を、格子型に結び、骨格道路の形成を目指します。広域的に都市間を連絡する国道134号は、柳島向河原地区等の整備や中海岸漁港地区、ヘッドランド周辺の交流を育む場であることから、「広域交流軸」として位置づけます。

また、人にやさしく環境に配慮した都市づくりを進めるとともに、環状道路の整備やバリアフリー化を進め、茅ヶ崎駅周辺への通過交通の削減、歩行者や自転車を中心とした交通体系への転換を目指します。

(3)「都市拠点」と「生活・防災の機能を持つ拠点」、「交流拠点」、「景観拠点」の形成

茅ヶ崎駅周辺、辻堂駅西口周辺及び香川駅周辺については、「都市拠点」として位置付け、これまでの都市づくりを促進します。さらに、浜見平地区においては、地域の「生活・防災の機能を持つ拠点」として位置付け、機能を拡充していきます。

また、自然環境や歴史的資源の保全を含め、人と人との交流を育むポイントについては「交流拠点」として位置付けるとともに、商業・サービス機能や行政機能の集積が見られ、特に景観形成を図るポイントについては「景観拠点」として位置づけます。

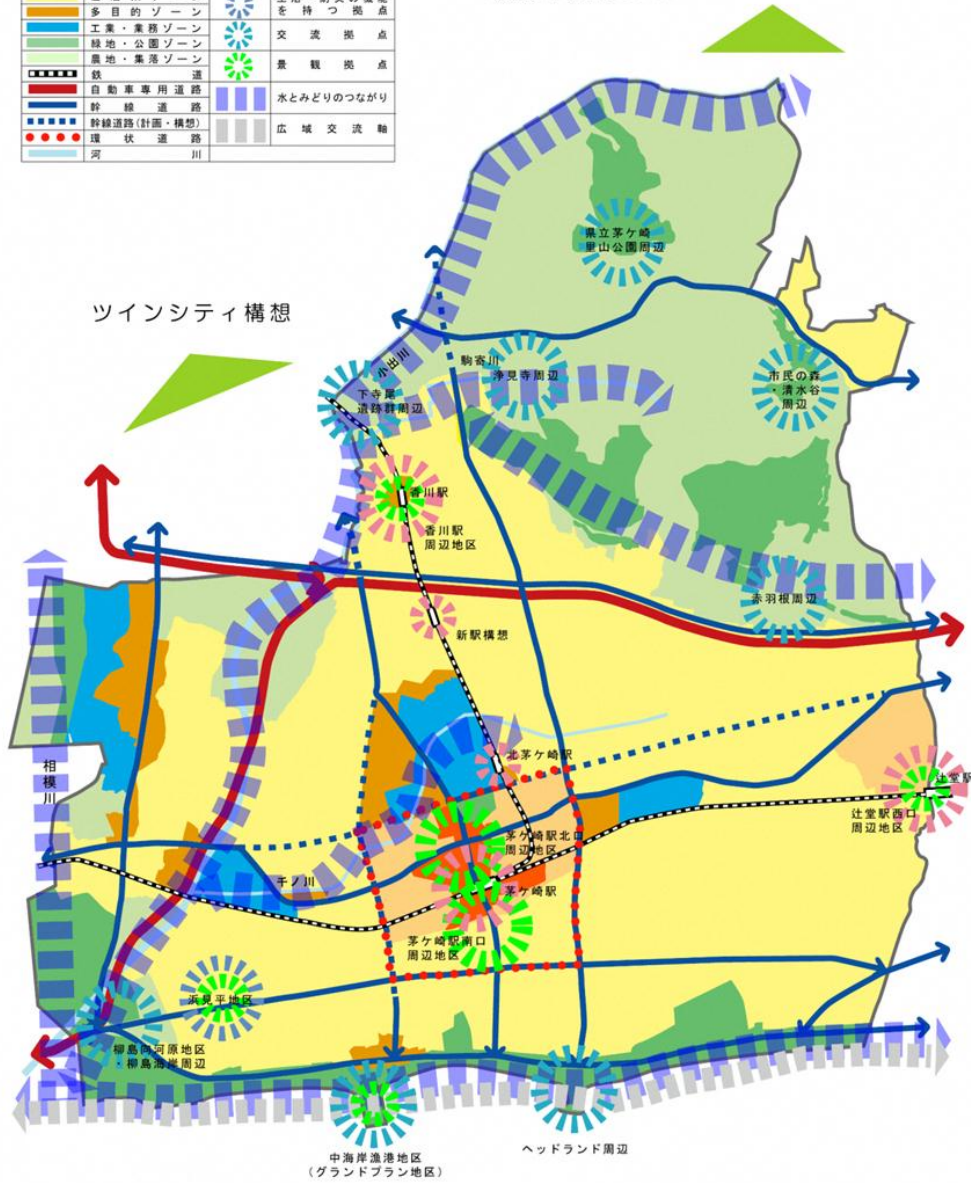
(4)地区特性に配慮したゾーンの形成

茅ヶ崎駅周辺や辻堂駅西口周辺を中心とする市街地周辺については、「商業・業務ゾーン」「集約市街地ゾーン」として、商業サービス等の都市機能の集積を目指します。市街地については、地区の特性にも配慮しながら、「住居系ゾーン」「多目的ゾーン」「工業・業務ゾーン」として、土地利用を維持し良好な市街地の形成を目指します。

また、主要な公園や緑地及び北部丘陵については、「緑地・公園ゾーン」として豊かな緑地環境の保全を図ります。さらに、農地が広がる地区については、「農地・集落ゾーン」として地域環境の保全・整備を目指します。

凡 例			
	商業・業務ゾーン		都市拠点
	集約市街地ゾーン		生活・防災の機能を 持つ拠点
	住居系ゾーン		交流拠点
	多目的ゾーン		景観拠点
	工業・業務ゾーン		水とみどりのつながり
	緑地・公園ゾーン		広域交流軸
	農地・集落ゾーン		環状道路
	鉄 道		河 川
	自動車専用道路		
	幹線道路		
	幹線道路(計画・構想)		
	環状道路		
	河 川		

藤沢市健康と文化の森・いすみ野線延伸



出典/ちがさき都市マスタープラン(改訂素案)(平成 31 年(2019 年)2 月)

将来都市像を実現するため、社会の変化を的確に捉え、柔軟に対応するとともに、未来に向かって果敢に挑戦するため、市政運営の基本姿勢を次のとおり定めま

す。

未来創造への挑戦

①変化に迅速な対応がとれる職員力・組織力の向上

急激に変化する社会環境を的確に捉え、柔軟に対応するとともに、これまでの手法や考え方にとらわれることなく、新たな発想により積極果敢に挑戦できる仕組みを構築し、社会環境の変化に迅速な対応がとれる職員力・組織力の向上を図ります。

②質の高い行政サービスの提供

人口減少という社会の大きな転換点を迎えるにあたり、全ての市民が、これまでと同様に安心した生活を送れるよう、先進技術を積極的に活用するとともに、民間の団体や企業、周辺自治体等との連携・協力により、市民の満足度の向上に資する、質の高い行政サービスの提供に努めます。

③未来に責任をもつ行政経営

社会の成熟化にともない、多様化・複雑化する市民ニーズに対応するため、選択と集中の観点から限られた資源を有効に活用し、事業の重点化を図るなど、本市が将来にわたって持続可能なまちであり続けられるよう、戦略的な行政経営を行います。

市民との関係の深化

①市民との双方向のコミュニケーション

積極的な情報発信により、市政の説明責任を果たすことで、市民と行政が様々な情報を共有し、相互理解を更に深め、信頼し合える関係を構築します。また、垣根を越えた対話・交流の場をつくり、民主導のまちづくりができる環境を整えます。

②市民が力を発揮できる社会の構築

人口減少や少子高齢化の更なる進展など、社会構造が大きく変化するなか、民間の団体や企業をはじめとする多様な主体がそれぞれの価値観で活動することで、社会的課題の解決に結びつくよう、相互の連携をコーディネートし、市民一人一人が自らの力を発揮できる社会を構築します。

政策目標	想定している分野
1. 子どもがいきいきと輝き、未来を拓くひとが育つまち	○子ども・子育て ○教育
2. 地域が活力にあふれ、交流と賑わいのあるまち	○商・工・農・水産業 ○観光 ○雇用
3. ともに見守り支え合い、いつまでも健康に暮らせるまち	○地域・高齢者・障害者福祉 ○保健衛生、健康 ○医療
4. 生きがいを持ち、自分らしく心豊かに輝けるまち	○生涯学習、社会教育 ○文化・スポーツ ○多文化共生
5. 豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち	○自然環境 ○住環境 ○資源・環境衛生
6. 安全で安心して暮らせる、強くしなやかなまち	○防災、治水 ○防犯 ○消防
7. 利便性が高く、快適で暮らしやすいまち	○都市計画、公共交通 ○道路
将来都市像の実現に向けた行政経営	○地域自治、市民協働 ○行政経営、財政運営 ○情報政策